

新定款(概要)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人長崎県手をつなぐ育成会と称する。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所を、長崎市茂里町3番 24 号 長崎県総合福祉センター内に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、知的障害児者等の気持ちや願いを大切に、知的障害児者等及びその家族が自分らしく地域で暮らすための支援を行うと共に、福祉の増進を図る活動を推進し、障害の有無に関係なく暮らすことのできる共生社会の実現を目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 社会啓発、広報事業
- (2) 人権と権利の擁護に関する事業
- (3) 各種相談事業
- (4) 生活、就労、余暇活動等に関する地域福祉構築のための支援事業
- (5) 家族支援事業
- (6) 医療、教育及び福祉の推進に関する事業
- (7) 育成会及び関係団体との連携に関する事業
- (8) その他前条の目的達成に必要な事業

第2章 社員及び会員

(社員及び会員の種別)

第5条 この法人の構成員は、社員及び会員とし、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

2 正会員のうち各地域育成会及び各施設育成会の代表者をもって社員とする。

3 この法人の会員は正会員、個人会員、賛助会員とする。

- (1) 正会員とはこの法人の目的に賛同して入会した地域育成会または施設育成会に所属する個人
- (2) 個人会員とは前号(1)以外の者であって障害福祉に関する識見を有し当会活動を深く理解し入会した個人
- (3) 賛助会員とはこの法人の事業を賛助する個人、法人または団体の代表者

(会員の資格取得)

第6条 正会員として入会しようとするものは、地域育成会又は施設育成会に入会しなければならない。

2 個人会員については、入会申込書を当法人に提出しなければならない。

3 賛助会員については、賛助会員申込書を当法人に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第3章 社 員 総 会

(種 類)

第 11 条 本法人の社員総会(以下「総会」という。)は、定時総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第 12 条 総会は、すべての社員をもって構成する。

(開 催)

第 14 条 定時総会は、毎年1回事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 総社員の議決権の総数の 10 分の1以上の議決権を有する社員から、理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、招集の請求があったとき
- (3) 監事から招集請求があったとき

第4章 役 員

(役員の定数)

第 20 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理 事 15 名以上 23 名以内
- (2) 監 事 2 名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長とする。
- 3 前項以外に、1名を常務理事とすることができる。
- 4 第2項の会長をもって、一般法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって一般法人法第 91 条第1項第2号の業務執行理事とする。

第 5 章 理 事 会

(構 成)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 28 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、並びに常務理事の選定および解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。
 - (1) 重要な財産の処分および譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更、廃止

第6章 資産および会計

(資 産)

第 36 条 本法人の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金品、その他の収入

(事業報告および決算)

第 40 条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号および第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を 5 年間備え置くとともに、定款・社員名簿を、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事および監事の名簿
- (3) 理事および監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織および事業活動の状況の概要、およびこれに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 委員会

(委員会設置等)

第 45 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(事務局設置等)

第 46 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置き、事務局長を置くことができる。

3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。